

佐賀県告示第三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十三年二月十五日

佐賀県知事 古川 康

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
新 池田内科・消化器科 旧 池田内科医院	佐賀市若宮三丁目一番二 四号	平成二二・四・一